

平成二十八年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

平成二十九年十二月二十五日

同	同	同	広島県監査委員
同	同	同	安井裕典
同	同	同	東保幸
同	同	同	奥兆生
同	同	同	赤木稔明